

【事案2の概要】

教員の懲戒処分について

1. 当事者

職名 准教授（男性）
年齢 60歳台

2. 事実の概要

神戸大学准教授は、指導学生に対し「お前みたいな成績悪い奴が研究を楽しんでいるわけがない」などの発言をし、不適切な指導により、学生は「適応障害」を患った。

また、別の指導学生に対しても自分の言うことに従うように繰り返し執拗に言い含め、反論や意見は「言われるまま、言う通りにやったらいい」と封印し、精神的に追い込んだ結果、学生は「ストレス反応（抑うつ状態）」を患った。

当該教員の行為は、神戸大学職員就業規則第58条第1項第9号「ハラスメントと認められる行為があった場合」に該当することから、同規則第59条第1項第1号の規定に基づき懲戒処分として、「譴責」とした。